

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



第九回

許可制度 その2

～処理業許可制度の大枠と特別管理一般廃棄物処理業の許可～



皆さん、こんにちは。前回は「許可とは禁止行為の解除」「許可は一つではない」ってところまで勉強しました。今回はどんな話になりますか？

はいはい。処理業の許可は、その「種類」ごとで話をした訳ですが、「処理業」の許可是「物の種類」とともに「処理の種類」ごとに必要になります。この「処理の種類」は大きく「収集運搬」と「処分」に分かれます。したがって、廃棄物処理業の許可是1. 一般廃棄物収集運搬業 2. 一般廃棄物処分業 3. (普通の)産業廃棄物収集運搬業 4. (普通の)産業廃棄物処分業 5. 特別管理産業廃棄物収集運搬業 6. 特別管理産業廃棄物処分業の分類になります。



あれ？廃棄物の区分には特別管理一般廃棄物っていうものもありましたよね？どうして、処理業の許可には特別管理一般廃棄物処理業ってないんですか？

ん～、その話はなかなか難しいのですが、この機会に簡単に説明しておきましょう。特別管理一般廃棄物というのは、①感染性廃棄物、②PCB廃棄物、③「ばいじん」の3つでしたが、「廃水銀」が平成27年の法律改正で追加され、現在は4つです。

廃水銀については、まだ規定が整わず不明なので、今までの3つについて説明します。まず、①感染性廃棄物は、これは「必ず」と言つていいほど、感染性産業廃棄物と混在して発生します。



どうして「必ず」なんですか？

感染性廃棄物というのは、排出場所が病院や診療所といったように政令と省令で発生場所が限定されています。それらは全て「事業所」なので「事業活動に伴つて」発生します。一般家庭はこの政省令の「発生場所」には規定されていませんから、いくら血の付着した廃棄物が家庭から出てきたとしても、それは「感染性廃棄物」とは呼ばないんです。

で、感染のリスクがあるのは「血液」や「リンパ液」などになる訳ですが、「血液」は廃棄物の種類としては「液状なら廃アルカリ」「固まっていれば汚泥」という解釈通知が過去に出されています。したがつて・・・



事業活動に伴つて発生する廃アルカリ、汚泥は産業廃棄物ってことですね。廃アルカリや汚泥は業種の指定が無いですから。

そのとおり。そして「感染性」になるためには、血液やリンパ液が付着していないければ、「感染性」にはならないですよね。では、感染性一般廃棄物とはなにか？これは「血液」等が付着した「包帯」「ガーゼ」といった物になるわけです。





LISA

なるほど、「包帯」「ガーゼ」は廃棄物の種類で言えば「繊維くず」。「繊維くず」の指定業種は繊維工業や建設業に限定されている。病院や医療機関は、指定業種ではない。したがって、病院から排出される包帯やガーゼは一般廃棄物。この一般廃棄物に産業廃棄物である血液が付着して出てきて、はじめて感染性一般廃棄物って理屈ですね。

だから「感染性一般廃棄物だけが出てくる」というパターンはほとんど考えられず、「必ず」感染性産業廃棄物と混在一体として出てきてしまう、ということですね。

そのため、感染性廃棄物に関しては、処理業許可について特別ルールを作っているんです。それが、廃棄物処理法第14条の4第17項を受けた省令第10条の20第2項の規定により、感染性産業廃棄物の許可を受けた者は、感染性一般廃棄物の処理を「行える」というものです。

BUN



LISA

はあは～、だから感染性一般廃棄物については特別管理一般廃棄物処理業の許可制度は無くても十分ってことですね。でも、残りの二つはどうしてなんですか？

③「ばいじん」も感染性廃棄物と理屈は似ています。まず、一般廃棄物としての「ばいじん」というのは、「一般廃棄物を焼却して出てくる」ことしか考えられません。そして「一般廃棄物を焼却」しているのは、そのほとんどが市町村です。市町村が直営で、これを処理する時はもちろんですが、民間にこの処理を「委託する」という時も「許可は要らない」という規定があるんです。(法第7条第1項を受けた省令第2条第1号)

さらに、感染性廃棄物と同様に法第14条の4第17項を受けた省令第10条の20第2項でも規定しています。

BUN



LISA

3つめのP C B廃棄物も同じような理屈ですか？

これはちょっと違っていて、P C Bは戦後間もなく日本に入ってきて、当時は「夢の素材」としていろんなところに使われました。ところが、昭和40年代に有害性が明確になり、昭和47年の時点で「新たな製造と販売」は禁止されたんですね。この時点までに既に家庭用のエアコン、テレビ、電子レンジの3製品には、P C Bを使用したコンデンサが使われていたようです。家庭生活から排出されれば、「事業活動を伴って」いないので、これはどんな物が出てきても一般廃棄物となります。

当時は、まだ家電リサイクル法はありませんから、「粗大ごみ」として市町村の手によって集められました。市町村(ごみ処理施設、クリーンセンター)に集められたこれらの製品は、担当者が銘板で確認し粗大ごみ処理施設の片隅に取り置きしていたようなんです。そして、数ヶ月に1度程度、メーカーの担当者がP C Bを使用している部品を抜き取り回収していたようです。

BUN



LISA

国策として、回収していたので、民間の業者が参入する必要性が無かったってことでしょうか。

そんな訳で、特別管理一般廃棄物については「分類はあるが許可制度は無い、必要ない」ということで、条文上は制定していないようです。今度、新たに「廃水銀」というカテゴリーを創設した訳ですが、この「特別管理一般廃棄物たる廃水銀」も「家庭から排出された水銀を使用している製品等から回収された水銀」旨規定しているので、この特別管理一般廃棄物たる廃水銀を排出する人物は極めて限られます。そのため、この廃水銀だけのために許可制度を創設するかどうかは微妙なところですね。

BUN





LISA

今日は、とんだ道草になっちゃったけど廃棄物処理法の歴史的経緯みたいなことを勉強できて、「なぜ、こんな制度があるのか?」「この制度はなぜないのか?」もわかつてよかったです。

BUN

じゃ、来週は「許可制度」の本筋に戻って話を進めましょう。



○廃棄物処理業の「許可」は大きく、

1. 一般廃棄物収集運搬業

4. (普通の)産業廃棄物処分業

2. 一般廃棄物処分業

5. 特別管理産業廃棄物収集運搬業

3. (普通の)産業廃棄物収集運搬業

6. 特別管理産業廃棄物処分業

の6分類

○特別管理一般廃棄物については「分類はあるが許可制度は無い」

BUN先生の
今回のまとめ



Summary

今回の
練習問題



他人の廃棄物を扱うことが出来る「許可」は何区分に分かれていますか?

病院から排出される「血の付いたガーゼ」を扱うため

必要な「許可」はなんでしょうか?

答えは次のメルマガで(^-^)/

前回の問題の解答



産業廃棄物収集運搬業の許可を得るために必要な施設・機材はなんでしょうか?

産業廃棄物最終処分業の許可を得るために必要な施設・機材はなんでしょうか?

収集運搬業で必要な「施設・機材」は、ちゃんと産業廃棄物を運搬できる機材と
言することで、省令第10条に次のように規定されています。

【産業廃棄物収集運搬業の許可の基準】

第十条 法第十四条第五項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。



A 同様に最終処分業については、

【産業廃棄物処分業の許可の基準】

第十条の五 法第十四条第十項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

要するに、このような構成だということです。

